

芸術文化活動への寄付を税制面から促進する 助成認定制度 ご利用の手引き

2018年6月改訂

企業メセナ協議会は1990年の設立以来、芸術文化振興のための基盤整備に努め、創造的で活力にあふれた社会、多様性を尊重する豊かな社会の実現を目指し、さまざまな公益目的事業を展開しています。「助成認定制度」は、芸術・文化活動に対する民間からの寄付を税制面から促進するための仕組みです。



公益社団法人 企業メセナ協議会
Association for Corporate Support of the Arts

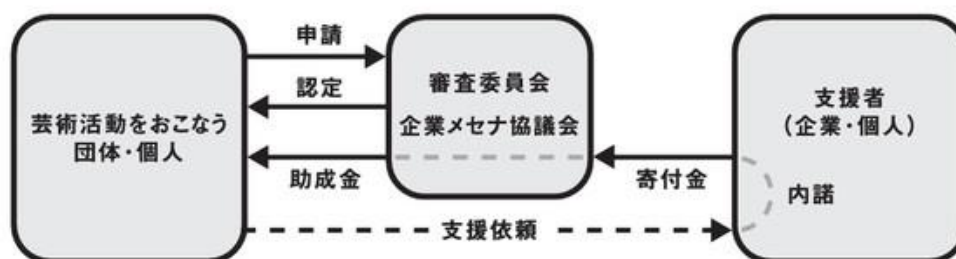
「助成認定制度」とは

芸術・文化を通じた社会創造を目指す企業メセナ協議会では、1994 年より芸術・文化活動等への民間寄付を税制面から促進する目的で本制度を運営しています。企業や個人が、公益社団法人である協議会の助成活動に対して寄付を行うことで、税制優遇が受けられる制度です。

寄付者は寄付しやすく、芸術文化活動団体(個人)は寄付を集めやすく

芸術・文化活動をする団体・個人が、活動ごとに申請し、「助成認定」を受ける必要があります。申請資格で対象となるか確認の上、所定の申請手続きを進めてください。

寄付者から助成認定活動を行う団体・個人への寄付金の流れ



協議会から認定を受けた活動に対する寄付金は、その同額を、認定活動を行う団体・個人に「助成金」として交付します。公益社団法人である企業メセナ協議会への寄付金は、税制優遇(寄付金控除*)の対象となります。なお、寄付金 1 件あたりの取扱い額は 1,000 円からです。

*「寄付金控除」

法人の場合：一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で、寄付金の合計額と特別損金算入限度額とのいずれか少ない金額の範囲内で損金算入

個人の場合：年間の寄付合計額が 2,000 円を超える場合、特定寄付金として、一定の金額を税額控除または所得控除

【所得控除】寄付金合計* - 2000 円 = 寄付金控除額 【税額控除】(寄付金合計* - 2000 円) × 40% = 寄付金特別税額控除額**

* 寄付金額は年間所得額の 40%が限度 ** 寄付金特別税額控除額は所得税額の 25%が限度

優遇内容の詳細については、協議会ウェブサイト「企業メセナ協議会への寄付」、または国税庁のホームページをご覧ください。

留意事項

- 企業メセナ協議会の助成認定制度は、協議会の資金を交付するものではありません。
- 当制度をご利用になる場合は、認定活動 1 件につき 10,000 円の利用手数料が必要です。
- 認定活動は協議会 WEB にて寄付を募ることができます。
- 協議会は企業等への直接の仲介や紹介は行っていません。
- 認定前に支援者から受け取った寄付金や、協議会を通じないで受け取った寄付金については、当制度利用による税制優遇は受けられません。
- 事業費総額が 3,000 万円以上、または当該活動に対する寄付金総額が 1,000 万円を超える場合には、「
- 2021 Arts Fund「2021 芸術・文化による社会創造ファンド」へご申請ください。

申請資格

■申請者

1. 公益を目的とした法人で、芸術・文化活動を行うもの
→一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人など。
注1) 株式会社、有限会社、合名会社、合資会社などの営利法人や、宗教法人、政治団体は申請できません。
注2) 原則として公益財団法人・公益社団法人は対象となりません。
2. 公益を目的とした任意団体で、規約などを有し、代表者の定めがあり、芸術・文化活動を行うもの
→法人格を持たない劇団やオーケストラ、公演・展示などの実行委員会など。
3. 芸術・文化活動を行う個人の場合は、その活動の公益性が認められるもの

■対象となる活動

1. 芸術文化の普及向上に資する活動、および芸術・文化による社会創造に寄与する活動。
2. 活動実施日が申請締切から3ヶ月以降の活動。(各回により多少前後するため、詳細はお問合せください)
3. 海外における活動の場合、活動主体の事務所機能が日本国内にあること。
4. 事業費総額が3,000万円以下、または当該活動に対する寄付金総額が1,000万円以下であること。

■対象とならない活動例

- 一般への公開を前提としない活動
(習い事やサークル活動の発表会、特定の会員の相互交流に過ぎないものなど)
- 営利を主たる目的とした活動
- 宗教活動や政治団体の普及を主たる目的とする活動
- その他反社会的な活動

申請～認定後の流れ



企業メセナ協議会
助成認定活動

【認定マーク】

■申請締切り

申請受付は年 4 回

各回締切日:1 月 20 日 | 4 月 20 日 | 7 月 20 日 | 10 月 20 日

■申請方法および提出書類

- 1) 協議会 WEB より「かるふぁん！」に登録し、マイページを開設する。
 - 2) かるふぁん！サイトよりマイページにログインし、専用の入力フォームより申請書を作成し、申請する。
 - 3) 提出資料(返却はいたしませんのでご了承ください)
 - a. 申請団体の定款、規約等(個人の場合は、芸術文化活動に関する詳細なプロフィール)
 - b. 参考資料(必要な場合のみ:申請企画に関する資料→独自に作成した企画書・収支予算書など)
- ※ 上記 a.b.をメールまたは郵便で下記宛に送付してください(直接の持ち込み不可)

【郵送先】〒108-0014 東京都港区芝 5-3-2 アイセ芝ビル 8 階

公益社団法人企業メセナ協議会 助成認定制度担当

〇〇〇〇年〇〇月 20 日締め切り分申請資料

【メール】nintei@culfun.mecenat.or.jp

■審査

専門分野に関わる有識者から構成される助成認定審査委員会にて、年4回、各申請締め切り後 3 カ月以内に審査会を開催し、以下の観点より総合的に申請案件を検討します。

- 1) 芸術文化の普及向上: 当該活動が芸術文化の発展や普及向上、保存・継承に貢献し得ること。また、その活動が文化創造に刺激を与え得ること。
- 2) 芸術・文化の社会創造への寄与: 当該活動が芸術・文化を通じた創造的で活力ある社会づくりに貢献し得ること。
- 3) 活動の実現性: 当該活動の企画が、スケジュール、必要経費・資金などの面において十分に検討され、妥当性があり、実現の可能性が極めて高いこと。
- 4) 活動主体: 活動主体が、申請資格を十分満たしていること。
- 5) 寄付獲得の意欲: 本制度の趣旨を理解し、積極的に寄付を募ろうとする意欲が見られること。

■結果の連絡

審査結果はかるふぁん！システムによるメールにて、ご登録のメールアドレス宛に通知します。

なお、認定された活動の広報物(チラシ、パンフレット、エンドロール等)には、「認定マーク」の掲載をお願いします。

※右上マーク参照

※審査結果に関するお問合せには応じられませんのでご了承ください。

■利用手数料

認定となった場合、事務経費の一部負担として、認定活動 1 件あたり 10,000 円をお支払いいただきます。

また寄付件数が 10 件を超える場合には、10 件毎に別途 10,000 円を活動終了後にお支払いいただきます。